

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 交際費等の課税要件である 三要件説について



草間 典子<sup>〔足立〕</sup>

### はじめに

交際費等の損金不算入の規定は、租税特別措置法第61条の4に掲げられています。どのような場合に交際費等として課税されるのかについて、従来の裁判例では、旧二要件説及び新二要件説が主張されてきましたが、平成15年9月9日東京高等裁判所判決（萬有製菓事件 Z253-9426）で下記の判断がなされてから、三要件説が、交際費等の課税要件として多く用いられるようになってきています。

『当該支出が「交際費等」に該当するというためには、①「支出の相手方」が事業に関係する者等であり、②「支出の目的」が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるとともに、③「行為の形態」が接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為であること、の三要件を満たすことが必要であると解される。』

今回は、この三要件説に基づき、交際費等該当性が争われた事案をご紹介します。

### I 株主優待券の使用に係る売上原価が交際費等と判断された事例

平25.10.1非公開裁決  
(F0-2-528) (棄却)

#### 1. 事案の概要

本件は、飲食業を営む審査請求人が、使用された株主優待券の券面額を売上値引き等として経理し、確定申告していたところ、原処分庁が、株主優待券の使用に係る費用の額が交際費等に当たるとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、処分の一部の取消

しを求めたものです。

#### 2. 国税不服審判所の判断

① 請求人は、株主に対し、その持株数に応じて、請求人店舗等において現金同様に使用可能な株主優待券を配付し、株主優待券を使用して請求人店舗等で飲食した場合には、その飲食代から株主優待券使用額分の値引きを行っていたのであるから、株主優待券を無償で配付してこれを使用させていたものとして、同行為が接待供給行為に当たると認めるのが相当である。

② 請求人は、株主優待制度として、株主以外の一般顧客に対する各種割引券とは別に作成した優待券を配付しているものであり、明らかに、株主を対象として接待供給行為を行っていると認められる。したがって、本件株主優待券に係る接待供給行為に要した費用も、株主のために支出したというべきであり、支出の相手方は株主、すなわち会社の出資者として事業に関係する者等と認めるのが相当である。

③ 本件株主優待券を配付して使用させることの目的は、株主の歓心を買って株主の地位を維持する関係を構築することにあり、それによって、一般株主を安定株主とし、また、一般株主ひいては市場の好感を得て株価を安定、上昇させるなどして、事業の円滑な遂行を図ることにあると認められるのが相当である。

本件株主優待券の使用に係る費用とは、請求人が、株主優待券を配付し使用させたことによって支出した費用であり、直営店舗に関しては、配付した株主優待券が使用されたことによって請求人が対価を受け取らなかった役務提供の原価（食材等の原材料費及び人件費の合計額）であり、FC店等に関

しては、請求人がFC店等に対して支払った支払手数料の額、すなわちFC店等における本件株主優待券使用額であると認められるから、これらの合計額が交際費等の額となる。

### II 商品券の購入費用が交際費等に該当しないと判断された事例

平25.3.19非公開裁決  
(F0-2-583) (棄却)

#### 1. 事案の概要

本件は、審査請求人の被合併法人であるA社が、損金の額に算入した商品券の購入費用について、原処分庁が、当該商品券の購入費用は、事業との関連性が認められないから損金の額に算入されないとして法人税の更正処分等をしたのに対し、A社がその全部の取消しを求めた事案です。

#### 2. 国税不服審判所の判断

A社は、調査担当職員に対して商品券の用途を明らかにしていないこと及び商品券の用途に係る証拠資料を提出していないこと、請求人の代表取締役は、当審判所に対し、商品券の用途に関する証拠資料として72名分の氏名及び住所の一部が記載された名簿を提出しているものの、名簿に記載されている者は、商品券の配付先のうちの一部であり、また、名簿によっては、商品券が、いつ、名簿に記載されたいずれの者に、どれだけ、A社のどの業務に関連して配付されたものであるかが不明である。

当審判所の調査の結果によっても、名簿以外に、商品券の交付の相手方、金額、交付日、A社の業務との関連を明らかにする証拠もないことからすれば、本件商品券に関し、その交付の相

手方が事業に関係のある者等であるか否か、その交付の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるのか否か、及びその交付の行為の形態が接待、供給、慰安又は贈答等の行為であるのか否かが不明であるから交際費等に該当するための要件をいずれも満たしておらず、そうすると、商品券購入費用は、交際費等に当たらないというべきである。

したがって、用途の確認ができず、業務との関連性の有無が明らかではない支出については、損金の額に算入することができないのであるから、本件商品券購入費用は、損金の額に算入することはできないというべきである。

### おわりに

租税特別措置法第61条の4において「交際費」でなく「交際費等」としているのは、「会計科目上の交際費よりは損金不算入の対象とする交際費等は、その範囲ははるかに広く、会計処理上の勘定費目に捉われないから」(注)とされています。

TAINSで検索する際には「等」を付けずに、「交際費」のキーワードで検索ください。「交際費」の後にスペースを1文字分空け、「三要件説」と入れて頂きますと、情報を絞ることができます。

(注) 山本守之編著 守之会著「支出先別 交際費判定の手引」新日本法規出版(平成25年)10頁

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03(5496)1416

提案型会計事務所へ。  
MJS!  
ミロク情報サービスが  
バックアップ。



MJSイメージキャラクター  
菊川 怜

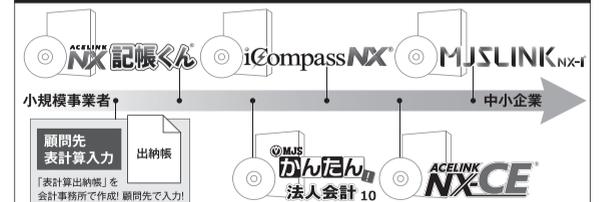
経営提案できる会計事務所へ。  
MJSは強カプロフェッショナルツール  
ACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。



事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かされます)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記録くん、iCompass NX、MJS LINK NX-I、MJSかんたん!法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー  
株式会社ミロク情報サービス

東証第一部上場  
(証券コード:9928)

